

●契約内容

当行と電子決済等代行業者は、2018 年 6 月に施行された「銀行法の一部を改正する法律」とそれに係る政府令等に基づく契約（以下本契約）は下記のとおりとなります。

○お客さまに損害が生じた場合の補償について

本契約に基づく電子決済等代行業者のサービスに関して、お客さまに損害が発生した場合は、電子決済等代行業者がお客さまの対応窓口となり、損害を賠償または補償します。ただし、当該損害が預金等の不正な払戻しに起因するものである場合、電子決済等代行業者は、一般社団法人全国銀行協会が公表している「インターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方」に基づき、お客さまに補償を行います。

○電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に行う措置について

電子決済等代行業者は、本契約に基づく連携により取得した利用者情報を個人情報保護法その他の法令、ガイドライン、利用規約等を遵守し、取扱うこととします。

電子決済等代行業者は、本サービスに関し、当行が定める基準のコンピューターウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏えい等を防止するために必要なセキュリティ対策を行います。

当行は、電子決済等代行業者における利用者情報の取扱いや安全管理措置、法令遵守態勢が不適切であると判断した場合、本契約に基づく連携を停止することがあります。

○電子決済等代行業再委託者における利用者情報の取扱いにおいて、電子決済等代行業者が行う措置および当行が行う措置について

電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者（※1）に対して利用者情報を提供する場合、自らが当行に負う利用者情報の取扱いと安全管理措置に関する義務と同等の義務を課し、責任を負います。

当行は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者における利用者情報の取扱いと安全管理措置について適切な対応を怠ったと判断した場合、本契約に基づく連携を停止することがあります。

※1 電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に該当する事業者のことをいいます。

※電子決済等代行業者が提供するサービスは、当行が提供するものではありません。詳しくは、各提供元の事業者へご照会ください。

※当行は、電子決済等代行業者が提供するサービスの内容、セキュリティ、損害賠償等に関し、何ら保証するものではありません。